

三次市告示第 1 3 0 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）
第 1 5 条第 1 項の規定により，登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物
エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので，建築物のエネ
ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）
第 8 条の規定により，公示する。

令和 3 年 4 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
令和 3 年 4 月 1 日